

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの期間及び43年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和43年4月から同年6月まで

申立期間①については、昭和43年1月に結婚式を挙げたことを契機に、父親が私の国民年金への加入手続を行い、家族の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。

申立期間②については、父親から、婚姻後は私たち夫婦で国民年金保険料を納付するようと言われ、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の父親が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているとおおり、申立人及び申立人と当時同居していた申立人の弟の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿から、申立人と弟は、申立期間①の直後である昭和42年4月から同年9月までの保険料を同日に納付していることが確認できる上、申立期間①を含む41年5月から42年3月までの弟の保険料は過年度納付されていることから、父親が、弟の保険料を納付していながら、申立人の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は、婚姻後において夫婦二人分の国民年金保険料を自身で納付したと主張しているとおおり、特殊台帳及びA町

の国民年金被保険者名簿から、申立期間②の申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、申立人が婚姻した昭和 43 年 4 月から、妻が厚生年金保険被保険者となった 48 年 12 月までの間の免除期間及び納付済期間は、申立期間②を除いて一致していることから、申立人が、妻の保険料を納付していながら、自身の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年1月までの期間及び47年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から46年1月まで
② 昭和47年4月から同年7月まで

私は、義母から勧められ、昭和44年4月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、義母が勤務していた店の売上げをB銀行C支店（当時）に入金する際に、国民年金保険料を半年分又は1年分まとめて納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納期間が無い上、オンライン記録から、昭和48年4月から61年3月までの期間は国民年金に任意加入しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、住民票から、申立人は、昭和42年4月からA市の住民となっており、他の市町村に転居した記録が無いにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、同市において、44年10月、47年9月1日及び48年7月16日の3度にわたって払い出されていることが確認でき、行政側の記録管理に不適切な点が見受けられる。

さらに、申立人は、義母から勧められ、昭和44年4月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人に国民年金への加入を勧めたとする義母は、国民年金制度の発足時に国民年金に加入し、60歳到達時まで国民年金保険料を完納している上、オンライン記録から、申立期間①及び②は国民年金の任意加入期間となっていることから、

申立人が保険料を納付する意思をもって国民年金に任意加入したと考えるのが自然であり、自ら国民年金に任意加入をしながら、申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月28日

平成17年6月の賞与に係る明細書では、社会保険料が控除されているが、厚生年金保険の標準賞与額のオンライン記録が無い。医療法人社団A老人保健施設Bからは、社会保険事務所（当時）に対して健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、当該訂正処理もされている。

申立期間について賞与から厚生年金保険料が控除されていたので年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された給与明細書により、申立人は、平成17年6月28日に医療法人社団A老人保健施設Bから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につ

いて納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの期間、58年4月から59年3月までの期間、平成元年1月から同年12月までの期間、2年4月から同年12月までの期間、3年4月から4年12月までの期間、5年4月から同年12月までの期間及び6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで
③ 平成元年1月から同年12月まで
④ 平成2年4月から同年12月まで
⑤ 平成3年4月から4年12月まで
⑥ 平成5年4月から同年12月まで
⑦ 平成6年4月

申立期間①については、私が、A県B市C町へ転居した昭和43年ころに母親に勧められて、同市役所で、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間②、③及び⑦については、昭和55年ころにD県E市へ転居し、56年ころから16年間ほど商売をしていたので、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間④、⑤及び⑥については、国民年金保険料の免除申請手続は行ったが、後から納付したと思う。

納付しなければならない分の国民年金保険料は納付していたと思うので、すべての申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和43年ころにB市役所で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張してい

るところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から同年1月6日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、昭和43年4月から国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年度には検認印が無い上、申立人は「年度をさかのぼって国民年金保険料を納付したことは無いと思う。」と述べていることから、申立人が保険料の納付を開始したのは、43年4月分からと考えるのが自然である。

- 2 申立人は、申立期間②、③及び⑦については、昭和56年ころから16年間ほど商売をしていたので国民年金保険料を納付していた、申立期間④、⑤及び⑥については、保険料の免除申請手続後に保険料を納付したと主張しているが、当該期間は6回と多数であるとともに、合計64か月と長期間である上、当該期間についての保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が定かでないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年12月まで

私は、昭和51年3月に会社を退職後、失業中の同年6月にA市役所で国民年金保険料が払えない状態であることを説明して、昭和51年度分の保険料の免除申請を行い、保険料の納付については免除を受けていた。

また、昭和52年度分の国民年金保険料は、毎年、年度当初に納付書と一緒に送付されたはがきで、免除を希望する旨を記入して返信した。

申立期間の国民年金保険料について免除を受けていたことを示す資料として、未使用の昭和51年度及び52年度の納付書を持っていることから、当該期間の保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和51年度の国民年金保険料については、昭和51年6月に国民年金への加入手続の際に、昭和52年度の保険料については、昭和52年4月に納付書と一緒に送付されたはがきで、保険料の免除申請を行っていたと主張しているが、A市では、「免除申請の結果を待ってから、納付書を発行する。」、「保険料の免除申請に関するはがきは、納付書と一緒に送付していない。」と回答している上、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人が初めて保険料の免除申請を行ったのは、53年1月からの保険料であることが確認でき、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の免除を受けたことを示す資料として、未使用の昭和51年6月28日に発行された「51年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」及び52年4月5日に発行された「52年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」を提出しているが、当該

納付書が未使用であることをもって、保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年4月21日まで
申立期間はA村B組合（現在は、C組合）内の売店で店員として勤務していた。C組合五十年史の歴代職員名簿にも名前が載っており、同事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C組合提出の職員台帳（昭和27年7月1日書記補に採用、28年4月21日依願退職の記載あり）、及びC組合五十年史の歴代職員名簿（採用年月日昭和27年7月1日、退職年月日28年4月21日の記載あり）から、申立人は、申立期間において、A村B組合で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A村B組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間（昭和24年2月1日から30年5月1日まで）に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できた者33人のうち19人は、前述の歴代職員名簿に記載されている採用年月日から相当期間（1か月から最長12か月程度）経過後に、その都度、数人まとめて厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる上、当該期間中に歴代職員名簿に採用年月日が記載されているものの、厚生年金保険の加入記録が無い10人については、厚生年金保険に加入しないまま勤務していたものと推認できる。

また、前述の歴代職員名簿により、申立人と同じ採用年月日（昭和27年7月1日）となっている同僚3人は、同日から10か月经過後の昭和28年5月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、連絡の取れた同僚からは「私も就職してすぐには、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。就職して何か月か経過後に加入した記憶があ

るが、遅れて加入した理由は不明。」と回答している上、厚生年金保険に未加入となっている期間において給与から厚生年金保険料を控除されている旨の証言は得られていない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

A株式会社には、事務員として入社し、給与総支給額は10万円だったと記憶しているが、国（厚生労働省）によれば、申立期間に係る標準報酬月額は8万円となっている。人生で初めての10万円の給与だったので、金額を鮮明に覚えている。給与明細書は無いが、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和 51 年 9 月から 53 年 2 月までは8万円となっているが、申立人は、申立期間における給与総支給額は10万円であったと主張している。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の後任と考えられる女性事務員の同僚3人について、資格取得時（昭和 53 年 3 月、同年 6 月及び 54 年 5 月）の標準報酬月額は、それぞれ 8 万 6,000 円、7 万 6,000 円及び 9 万 2,000 円となっており、申立人の主張する標準報酬月額（10 万円）よりも低額となっている上、これらの同僚からは、当該標準報酬月額の記録が当時の報酬額と相違している旨の証言等は得られていない。

また、前述の同僚以外に、証言を得られた申立期間当時の同僚からも、標準報酬月額の記録が当時の報酬額と相違している旨の回答は得られなかった。

さらに、A株式会社は、申立期間当時の報酬額を確認できる資料は保存期限が過ぎているため無いと回答しており、申立期間当時の事業主からは、申

立人の厚生年金保険の適用状況等について、証言を得ることができなかった。

加えて、申立人は申立期間当時の報酬額を確認できる資料等は保管しておらず、このほか申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年春ころから 34 年夏ころまで
株式会社Aの社長と父が昔から親交があった関係で、昭和 32 年の春ころに同社に就職し、34 年の夏ころに当該社長の紹介で別会社に就職するまで勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の複数の同僚は、「当時、従業員は 10 人から 15 人くらいいた。」と回答しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間における厚生年金保険の被保険者数は最多でも 7 人であることから、当時、同社では、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

また、申立人が自分よりも先に勤務していたと述べている同僚について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は昭和 34 年 8 月 1 日からとなっており、少なくとも 2 年以上の厚生年金保険の未加入期間があったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していると回答しているのは事務職の同僚一人だけであり、その他の同僚については、昭和 34 年 8 月 1 日に 4 人、同年 12 月 1 日に 8 人がまとめて厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、株式会社Aでの厚生年金保険の資格取得日より前から同社に勤務していたと証言している同僚からは、当該資格取得日より前の期間に給与か

ら厚生年金保険料が控除されていた旨の証言は得られていないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い上、同社は昭和 35 年 12 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は居所不明のため申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。